

經濟論叢

第135卷 第4号

所有者会計にたいする代替会計の開発構想……高 寺 貞 男	1
「貨幣の非国有化」論：ハイエクにおける 「信頼」と「管理」……………二階堂 達 郎	12
運命愛——ニーチェの根本思想——……………山 中 浩 司	30
外貨換算会計基準の変更と多国籍企業の ロビング活動……………小 野 武 美	49
名誉教授インタビュー 堀江保蔵名誉教授に聞く……………	73

昭和60年4月

京都大學經濟學會

外貨換算会計基準の変更と 多国籍企業のロビイング活動

小 野 武 美

I 会計基準設定過程の分析視角

米国財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board, 以下 FASB と略す) により1975年10月に制定された外貨換算会計基準である, 財務会計基準書第8号 (Statement of Financial Accounting Standards No. 8, 以下 SFAS No. 8 又は単に No. 8 と略す) の経済的影響については前稿¹⁾で論述したが, 本稿はその後を受けて, SFAS No. 8 からそれに代わる No. 52 へ至る過程を検討しようとするものである。そこで先ず会計基準設定過程分析の為の基本的視角を確認しておきたい。

周知の様に現代の財務会計制度の下では, 「会計政策決定 (accounting policy decisions) は……会計原則ないしは会計基準を設定する機関が……代替的会計方法のなかから全般的に受容しうると判断したものを選択する社会的選択として, つぎに……会社経営者が……〔その中から〕実際に適用する会計方法を選択する私的選択として, 重層的におこなわれている。」²⁾ その場合, 社会の「様々な構成員は, 様々な形で〔会計〕情報の結果により影響を受けるかもしれないので, 『最良の』会計方法が何であるかに関する〔社会的〕合意は得られないであろう」³⁾ から, これまで一般的には会計方法の社会的選択のレベル=公的会計政策では, いくつかの代替的方法が選択され, その枠内で企業レベ

1) 拙稿「外貨換算会計基準の制定とその経済的影響」, 『経済論叢』第134巻第5・6号, 昭和59年11・12月。

2) 高寺貞男, 「会計政策論の体系」, 『企業会計』第31巻第2号, 昭和54年2月, 21ページ。

3) W. H. Beaver, *Financial Reporting: An Accounting Revolution*, 1981, p. 52.

ルでの私的会計政策の遂行が保証されていたのであった。

しかしながら、もし公的会計政策に於て複数の代替的方法が認められず、統一的会計方法の適用が強制された場合には、経営者は、その会計「基準……に従った〔会計〕報告から生ずる〔であろう〕潜在的に不利なフィードバック〔効果〕を予想して、その経済行動を変える」⁴⁾ かもしれないし、更にはその会計基準の「会社に対する経済的結^{コンボグ・メンズ}果〔=影響〕が、〔当該基準変更の為の〕ロビイングのコストを上回るならば、会社がロビイング活動を行う事が予想されるかもしれない」⁵⁾ ののである。従って会計基準の設定過程は、純粋な（公益的見地からの）社会的選択としてばかりではなく、又企業の経営・会計政策の遂行・展開過程としても捉えられねばならないであろう⁶⁾。換言すれば、会計ルールの変更をも私的会計政策の射程に取り入れた企業行動を基軸とする会計基準設定過程論が必要とされるのである⁷⁾。

本稿はこの様な視点の下、前述の様に「現代〔アメリカの会計〕基準設定〔事例〕の中で殆ど伝説的」⁸⁾ になっている外貨換算会計基準の変遷過程を追跡・検討したものである。即ち、SFAS No. 8 の制定によって外貨換算会計の統一的方法が規定され、それまで認められていた代替的会計方法の選択適用が禁止されたのであるが、それに対して多国籍企業の経営者は猛烈な反対運動を行い、FASBもこれに抗し切れずに No. 8 の改訂作業に着手し、遂に1981年12

4) A. Rappaport, "Economic impact of accounting standards—implications for FASB," *The Journal of Accountancy*, Vol. 143, No. 5, May 1977, p. 89. 尚、P. ブラカッシュと A. ラパポルトは、この様な過程を「情報誘導」(information inductance) と呼んだ (P. Prakash and A. Rappaport, "Information Inductance and Its Significance for Accounting," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 2, No. 1, 1977, p. 29.)。

5) E. S. Hendriksen, *Accounting Theory*, Fourth ed., 1982, p. 127.

6) 尚、この様な会計基準の設定過程に対する捉え方の背後にある、経済規制一般についての議論は、山内弘隆、「規制理論の新展開」、『公共選択の研究』第2号、1982、を参照。

7) この様な視点からの議論は、「会計の政治化」或いは「会計基準決定の実証理論」等のテーマの下1970年代以降盛んになってきたものである。特に後者での嚆矢をなしたものと、R. L. Watts and J. L. Zimmerman, "Towards a Positive Theory of the Determination of Accounting Standards," *The Accounting Review*, Vol. LIII, No. 1, Jan. 1978. がある。

8) T. G. Evans and W. R. Folks, Jr., "SFAS No. 8: Conforming, Coping, Complaining, and Correcting!," *The International Journal of Accounting*, Vol. 15, No. 1, Fall 1979, p. 40.

月に新基準として SFAS No. 52 を制定するに至ったのである。そこには統一の会計方法の強制を目指した公的会計政策が、代替的会計方法の下での私的会計政策の貫徹を目指す経営者によって反撃され挫折していった様が鮮明に見てとれるのである。

以下では、SFAS No. 8 から No. 52 への変遷を追跡・検討する事によって、現代アメリカの会計「基準決定〔過程〕に於る……経営者……〔の〕……中心的役割」⁹⁾の具体的様相を析出していきたい。

II SFAS No. 8 と多国籍企業経営者による批判の展開

(1) SFAS No. 8 問題化の背景

そもそも「FASB-8 (=SFAS No. 8 ——引用者)。会社の財務部長はそれを呪い、会長はそれを恐れ、そして株主はそれを理解しない」¹⁰⁾とまでいわれた背景には何があったのであろうか。

FASB は、米国多国籍企業の発展（特に1950年代以降）及びブレトン・ウッズ体制の崩壊（1971）に伴う変動相場制への移行を背景にして¹¹⁾、外貨建取引及び外貨表示財務諸表換算の為の統一の会計基準として SFAS No. 8 を制定したのであるが、その内容の中心は、換算方法のテンポラル法 (the temporal method)¹²⁾ への統一化と為替差損益 (exchange gains and losses)¹³⁾ の

9) R. L. Watts and J. L. Zimmerman, *op. cit.*, p. 113.

10) *Business Week*, July 13, 1981, p. 51.

11) SFAS No. 8, para. 1. 尚、多国籍企業会計に於て外貨換算が問題となるには、その前提として在外子会社が連結範囲に含められねばならないが、それは十分以前から確立している会計慣行ではなかった (A. Ameiss, "Two Decades of Change in Foreign Subsidiary Accounting and United States Consolidation Practices," *The International Journal of Accounting*, Vol. 7, No. 2, Spring 1972.).

12) 在外事業単位の資産・負債を、それが測定された時に使われた会計原則を維持するように換算する方法。従って取得原価基準の下では、金銭債権・債務は決算日レートで、それ以外の項目は夫々取引のあった時点の外国為替レートで換算される事になる。但し、低価基準適用の場合には、その適用時のレートで換算される。

13) SFAS No. 8 に於る為替差損益は、外貨建取引の決済から生ずる決済差損益 (transaction gains and losses) と外貨建取引期末残高及び外貨表示財務諸表の換算から生ずる換算差損益 (translation gains and losses) の両方を含んでいる。以下に見るように、特に問題になるのは、後者の処理に関してである。

繰延禁止であった¹⁴⁾。

しかしながらこの様な会計基準の制定は、多国籍企業の外貨換算会計実務の変化を余儀無くさせ、報告利益変動の可能性を増大させる事になった。即ち、換算方法のテンポラル法への統一化は、外貨表示財務諸表の^{アカウンティング}会計的エクスポージャー（財務諸表項目中、会計上外国為替レートの変動にさらされていると判断された部分）を変化させる事によって換算差損益の現われる方向を変え、又換算差損益を含む為替差損益の繰延禁止によって毎期（実現・未実現に係わりなく）外貨換算差損益を計上せざるを得なくなったのである。従って変動相場制の下では、一般に報告利益の振^{グローバルライズ}幅が増大する事になった。

この様な事態を前にして多国籍企業の経営者達は、利益変動の増大からもたらされると予想される様々な不利益（株価や経営者報酬への悪影響等）を憂慮して、様々な対応策をとる事になった。具体的には、為替リスク管理委員会の設置、為替レート予測情報の購入、財務計画の変更、更にはエクスポージャー調整技法（ヘッジング、資金調達パターンの変更等）の多用等によって対応したのであった。即ち、SFAS No. 8 は、財務会計報告の変化を通して多国籍企業の経営行動の変更という「経済的影響」をもたらしたのであった。

従って SFAS No. 8 が問題化した背景には、No. 8 による外貨換算会計の統一化によって代替的会計方法の下での私的会計政策の遂行が不可能になった事、更には No. 8 によりもたらされる報告利益変動に対処すべく（実際のコストを伴う）経営行動の変更をせざるを得なくなった企業が少なからずあった事、等による多国籍企業経営者達の「広範な不満」¹⁵⁾があったと看做す事が出来るであろう。

(2) 多国籍企業経営者による No. 8 批判

前項で見た様にSFAS No. 8 は、多国籍企業の財務会計報告のみならず、経

14) SFAS No. 8, para. 9-17.

15) J. K. Shank, J. F. Dillard and R. J. Murdock, *Assessing The Economic Impact of FASB No. 8*, 1979, p. 92.

営行動にも多大な影響を及ぼしたので、それに対する経営者達の不満・批判が大きき渦巻いていく事になった。尤も No. 8 に対する批判は、既にその制定以前よりなされていた¹⁶⁾のであるが、やはりそれが実際に影響を及ぼし始めてから激しくなっていったと言う事が出来るであろう。

この様な経営者の不満や批判の声は、SFAS No. 8 制定後時を経ずして、新聞・雑誌等のジャーナリズムを通して多く現われるようになっていった¹⁷⁾。即ち、SFAS No. 8 批判の「しだいに高まる叫び声が、会社の最高レベル〔の経営者〕から起って」¹⁸⁾来たのである。そこで先ずこの様な経営者の具体的な批判の声のいくつかを拾ってみる事にしよう。

・「それ (=No. 8—引用者) は、不必要な利益変動を生み出し、会社に正常な営業方法以外の事を行わせるようにした。」¹⁹⁾ (D. サクス, ドレクセル・パーナム会社副社長)

・「私を悩ますのは、〔外国為替〕レートの変動は以前と変わらないのに、〔No. 8 により〕利益の変動が目立つようになっている事である。」²⁰⁾ (B. H. ヴァンデンベルト 2世, フォード自動車会社財務部次長^{アグスタント・ドレクセル})

・「我々は、上半期財務諸表で〔No. 8 に基付く〕換算修正額を開示したが、それによりウォール街で我々の〔会社の〕株価は非常に下落した。」²¹⁾ (スペリー・ランド会社スポークスマン) 等々²²⁾。

16) SFAS No. 8, para. 196. 特にNo. 8 によりもたらされる損益変動の増大が、財務諸表の読者を混乱させるのではないかという批判が多かった。

17) SFAS No. 8 に言及した記事の内、筆者の閲読出来たものを歴年順に並べると別表の様になる(末尾別表参照)。

18) *The Wall Street Journal*, Dec. 8, 1976, p. 1.

19) *Business Week*, Apr. 12, 1976, p. 28.

20) *Business Week*, Jan. 26, 1976, p. 48.

21) *The Wall Street Journal*, Dec. 8, 1976, p. 1.

22) この様な経営者の批判のもとになった No. 8 による外貨換算差損益計上列をいくつか挙げると次の様になる。但し、1976年度第3四半期まで(9ヶ月間)の数値で、会社名・純損益・外貨換算差損益の順に示す。American Brands (101.5・-26.0), Avis Inc. (14.5・-5.7), Continental Group (89.0・-4.7), Gillette (61.5・-15.8), Hoover (1.6・-8.3), Norton Co. (21.2・-2.7), Reynolds Metals (56.2・2.6) (単位: 100万ドル。W. F. Messier, Jr., "SFAS No. 8: ↗

次にこの様な経営者の個々の声とは別に、多国籍企業の経営者が総じて SFAS No. 8 をどのように評価していたかをまとめると第1表のようになる。第1表によると経営者は、No. 8 に対して一般的に好ましくない印象を持ってお

第1表 SFAS No. 8 に対する経営者の評価

質 問 項 目	解 答 (%)
① SFAS No. 8 への一般的印象。	・非常に好ましい 8.2, ・他基準と同様 26.8 ・修正されるべき 55.6, ・排除されるべき 9.4
② 財務報告として SFAS No. 8 かどうか。	・より良い 18, ・より悪い 71 ・どちらでもない 11
③ SFAS No. 8 制定後為替リスクは以前よりも問題となったか。	・そう思う 62.8, ・どちらでもない 17.3 ・そう思わない 19.9, ・無回答 0
④ SFAS No. 8 は、経営者・株主・アナリストを誤導したか。	・そう思う 85.3, ・どちらでもない 10.3 ・そう思わない 5.1, ・無回答 1.3
⑤ SFAS No. 8 より柔軟な換算方法を必要とするか。	・そう思う 60.3, ・どちらでもない 26.9 ・そう思わない 12.2, ・無回答 0.6
⑥ SFAS No. 8 の換算方法は、実際のエクスポージャーを正確に測定するか。	・そう思う 10.9, ・どちらでもない 12.8 ・そう思わない 75.7, ・無回答 0.6
⑦ SFAS No. 8 により換算差損益が強調され過ぎたか。	・そう思う 75.7, ・どちらでもない 13.5 ・そう思わない 8.9, ・無回答 1.9
⑧ 換算差損益は他の営業損益と同様に業績を測定するものか。	・そう思う 16, ・そう思わない 84
⑨ ⑨でそう思わないと答えたとすれば、どうすべきか。	・異常項目とすべき 12.7, ・準備金を設定すべき 48.1 ・その他 39.7
⑩ SFAS No. 8 制定の結果多国籍企業は投資対象としてどうなったか。	・以前と同様魅力的 34.0 ・魅力的でなくなった 41.7 ・より魅力的になった 0, ・意見なし 24.3

出所: 上記①, ②, ④~⑩は, M. T. Stanley & S. B. Block, "Accounting and Economic Aspects of SFAS No. 8," *The International Journal of Accounting*, Spring 1979, pp. 150-151. より作成。③~⑦は, T. G. Evans, W. R. Folks, Jr. and M. Jilling, *The Impact of Statement of Financial Accounting Standards No. 8 on the Foreign Exchange Risk Management Practices of American Multinationals: An Economic Impact Study*, 1978, pp. 121-131. より作成。前者は調査企業103社、後者は156社である。又③~⑦で「そう思う」は, "Strongly agree" と "Agree" を合算したもの, 「そう思わない」は, "Strongly disagree" と "Disagree" を合算したものである。

り、又同基準が経営者や株主・アナリストを誤導するような情報を提供していると考えていた事が分かる。その理由としては、No. 8 が換算方法を統一化し、しかもそれが企業の経済的エクスポージャー（経済の実態に照らし合わせて為替レートの変動にさらされていると考えられる部分）を正確に測定せず、又報告利益算定に当って（繰延禁止により）換算差損益を強調し過ぎる、等が挙げられていた（第1表⑥～⑧）。即ち、多国籍企業経営者の SFAS No. 8 への批判は、換算方法のテンポラル法への統一化と換算差損益の繰延禁止＝即時計上という二点に根ざしていたと考える事が出来る。これを要するに次の様になる。SFAS No. 8 によりもたらされた「アルプスの輪郭の様 [にギザギザ] な」²³⁾ 損益の変動や営業「成績の非現実的な歪み」²⁴⁾ を目の当りにして、「ウォール街は安定した利益に対して高いドルを支払う」²⁵⁾ と考えている「経営者達の間にはフラストレーションが増した」²⁶⁾ のである、と。更にこのフラストレーションには、毎期の損益変動を憂慮してそれを回避すべく、様々な努力やコストを払わねばならなかった事に対する不満も含まれていたと考えられる²⁷⁾。そして以上の様な理由によって、多国籍企業経営者の大部分が、No. 8 は廃止又は改訂されるべきであると考えていたのである（第2表）。

この様に SFAS No. 8 に対して不満を持っていた経営者達は、上述の如く新聞・雑誌等ジャーナリズムで同基準に対する批判を展開した訳であるが、更にはいくつかの企業が、「非常に噴激して FASB に対する彼らの財政的支援を引き上げてしま」²⁸⁾ う事態まで出来するに至った。この様な経営者による批判

23) *Forbes*, June 15, 1976, p. 37.

24) *Business Week*, Sept. 6, 1976, p. 30.

25) *Business Week*, Jan. 26, 1976, p. 52.

26) *Ibid.*, p. 52.

27) 以上のほかに経営者のフラストレーションのより重要な（しかし表立って言われなかった）要因として、No. 8 に基付く為替差損益の繰延禁止により、経営者の「期待していたボーナスが期末レートの一寸した変動で一挙にすつとんでしまった」（井尻雄士、「アメリカ会計の発展事情——政治の中で育つ会計の道——」日本会計研究学会第42回大会特別講演、昭和58年9月24日、7-8ページ）事がある事は想像に難くない。

28) *Business Week*, June 7, 1976, p. 54.

第2表 企業規模別の SFAS No. 8 に対する見解 (117社)

全米製造業企業の売上高によるランク	維持	廃止	改正	見解なし	合計
トップ50社に属するもの	4	11	8	4	27
51-120位までに属するもの	0	19	3	1	23
121-250位までに属するもの	5	13	7	3	28
それ以下に属するもの	8	17	6	1	32
合計	17	60	24	9	110

出所: V. G. Massaro, *Corporate Experience With FASB Statement No. 8*, The Conference Board, Information Bulletin No. 40, June 1978, p. 6. 但し7社は無解答。

や「抗議の嵐」²⁹⁾に見舞われて、当初「基準書 No. 8 については再検討しないと票決していた」³⁰⁾ FASB も遂にその改訂を考えざるを得なくなっていたのである。

III SFAS No.8 の改訂プロセスと大多国籍企業のロビイング活動

(1) 改訂の経過

SFAS No. 8 改訂の発端となったのは、既に制定された FASB 基準書の公式の見直し作業を行っていた財務会計財団 (Financial Accounting Foundation, 以下 FAF と略す) の勧告により、FASB が1978年5月に SFAS No. 1 から No. 12 までに関して一般の意見を求めた事であった³¹⁾。それに対して同年10月15日までに205通の意見書が寄せられたが、その中で No. 8 に関するものが最も多かった³²⁾。その205通の内容を検討すると、176通 (85.5%) が直接又は間接的に No. 8 に言及しており、その内174通 (98.8%) が No. 8 に関して否定的な意見であった。そして No. 8 は、FASB により再検討されるべ

29) T. G. Evans, W. R. Folks, Jr. and M. Jilling, *The Impact of Statement of Financial Accounting Standards No. 8 on the Foreign Exchange Risk Management Practices of American Multinationals: An Economic Impact Study*, 1978, p. iv.

30) *Ibid.*, p. iv.

31) SFAS No. 52, para. 151.

32) T. G. Evans and W. R. Folks, Jr., *op. cit.*, p. 41.

きであると提案していたのである³³⁾。

そこに示された No. 8 変更の具体的方法は様々であったが、いずれも換算方法及び換算差損益処理方法に関するものであった。即ち、前節で見た経営者の No. 8 に対する不満・批判をそのまま FASB へ投げかけた訳であった³⁴⁾。

上記意見書の回収に続いて、FASB は、1979年1月12日に「SFAS No. 8 に関する公式会合一評価プロジェクト」を開催した。それには13の企業の代表者が招かれて、No. 8 に関する意見を述べる機会が与えられ、更には同基準改訂の可能性も議論されたのである³⁵⁾。ここでの議論の中心は、やはり No. 8 が企業の利益にもたらす「ヨ－ヨ－効果」³⁶⁾（“ヨ－ヨ－”の様に利益が上下する事）についてであったが、No. 8 変更の為の具体的提案は、小規模な修正から会社に換算方法選択の完全な自由を与えるというものまで多岐に亘っていた³⁷⁾。

（尚、この時期に FASB 自身により検討された No. 8 改訂の可能性としては、開示要件の拡大又は変更・換算差損益の損益計算書での異常項目としての表示・棚卸資産の決算日レートでの換算・換算差損益の繰延べ・決算日レート法（the current rate method 又は the closing rate method, 以下 CR 法と略す）³⁸⁾の全面的採用、等があった³⁹⁾と言われている。）

同月中に FASB は、その議題に No. 8 を再考するプロジェクトを追加し、2月にはこのプロジェクト審議中に FASB に助言を与える為のタスク・フォースが任命された。それには学界・金融界・政府・産業界・公認会計士業界からの22人の委員・オブザーバー及び国際会計基準委員会・イギリス（連合王

33) *Ibid.*, p. 41.

34) この様な経営者の意見が直接影響したかどうか定かではないが、この時期に FASB 副議長である R. T. スプローズの「例えば、もし外貨〔換算差〕損益が適切に確認され〔処理され〕るならば、財務諸表作成者の問題はより少なくなるかもしれない」(*Business Week*, May 15, 1978, p. 124.)との発言があった。

35) T. G. Evans and W. R. Folks, Jr., *op. cit.*, p. 41; *Business Week*, Jan. 29, 1979, p. 102.

36)37) *Ibid.*, p. 102.

38) 在外事業単位の全ての資産・負債を、決算日の外国為替レートで換算する方法。

39) "FASB adds project to agenda to amend Statement no. 8," *The Journal of Accountancy*, Vol. 147, No. 3, Mar. 1979, p. 20.

国)とアイルランドの会計基準委員会・カナダ勅許会計士協会からの代表者が加わった⁴⁰⁾。

その後外貨換算会計問題は、18回の公式審議会と4回の公式タスク・フォース会合に提出され、1980年8月、外貨換算に関する新しい提案を述べた公開草案が公表された⁴¹⁾。しかしその公開草案は、SFAS No. 8と同じ位論争を巻き起したのであった⁴²⁾。即ち、当該公開草案には3ヶ月間に360通以上の意見書が寄せられ、次いでFASBは、80年12月に当該公開草案に関する公聴会を開催したが、そこでは4日間に47の団体及び個人が、自らの見解を述べたのである⁴³⁾。

1981年1月から6月までの間に外貨換算会計問題は、更に4回の公式審議会と1回のタスク・フォース会合に提出され、検討された結果修正がなされ、81年6月30日に改訂公開草案が公表された⁴⁴⁾。改訂公開草案には90日間に260通以上の意見書が寄せられた。その後81年10月・11月に外貨換算会計問題は、2回の公式審議会と1回のタスク・フォース会合に提出され、意見書が検討された結果、更に修正が加えられ⁴⁵⁾、最終的に1981年12月にSFAS No. 52「外貨換算」として制定されるに至ったのである。(SFAS No. 8から公開草案にかけての具体的な規定の変化は、第3表参照。そこでの大きな変化としては、第1に換算方法がテンポラル法からCR法になった事、第2に「機能通貨」^{ファンクショナル・カレンシー}という概念が出て来た事、第3に外貨表示財務諸表の換算差損益が即時計上から繰延処理されるようになった事、等が挙げられる。)

40) SFAS No. 52, para. 157.

41) *Ibid.*, para. 158.

42) Peat, Marwick, Mitchell & Co., *Foreign Currency Translation: An Overview of the FASB's Revised Exposure Draft*, July 1981, p. 3.

43) SFAS No. 52, para. 159. FASBへの意見書の大部分は、公開草案で提案されたCR法を支持していたが、他方で当該公開草案に、親・子会社間取引の処理及び高インフレーション経済下の事業の換算に関する特別の規定が無い事を批判していた(Peat, Marwick, Mitchell & Co., *op. cit.*, p. 3.)。

44) SFAS No. 52, para. 160.

45) *Ibid.*, para. 161.

第3表 SFAS No. 8 と公開草案の比較

換 算 方 法	SFAS No. 8 テンポラル法	第1次公開草案 決算日レート法	改訂公開草案 決算日レート法
機能通貨	当該概念無し	企業体が、現金を生み、費消する経済環境の主要通貨。企業体が位置し、帳簿が保存されている国の通貨を想定。	企業体が営業し、純キャッシュ・フローを生み出す主要な経済環境の通貨。
外貨表示財務諸表の換算より生ずる調整勘定	当期利益に計上	独立の持分項目として累積	独立の持分項目として累積
高インフレーション経済国に於る換算	テンポラル法のもとでは、一般に重要な問題とはならない。	明記されていない	現地の一般物価水準の変動に対する外貨表示財務諸表の再表示を要する
独立の持分項目の実現	適用なし	投資の完全な又は実質的清算の場合、或いは投資が減損した時	投資の完全な又は実質的に完全な清算の場合
外貨建取引から生ずる損益	当期利益に計上	当期利益に計上	当期利益に計上
外貨建契約のヘッジに対する条件	先物為替契約が： ・契約日から取引日又はそれ以降まで継続する ・外貨建契約と同じ通貨で表示されている ・契約が確定している	先物為替契約が： ・ヘッジとして指定されている ・外貨建契約と同じ通貨又は経済的にリンクした通貨で表示されている ・契約が確定している	先物為替契約又は他の外貨建取引が： ・ヘッジとして指定されている ・外貨建契約と同じ通貨又はそれと並行して変動する通貨で表示されている ・契約が確定している
純投資をヘッジする取引	当期利益に計上	先物為替契約を含むヘッジとして限定された外貨建取引	先物為替契約を含むヘッジとして限定された外貨建取引
関係会社間取引より生ずる損益	当期利益に計上	当該取引の全てに関して独立の持分項目として累積	長期金融や資本取引の性質をもつ全ての関係会社間取引に関しては独立の持分項目として累積。販売取引に関するものは当期利益に計上

出所：Peat, Marwick, Mitchell & Co., *Foreign Currency Translation; An Overview of the FASB's Revised Exposure Draft*, July 1981, p. 4.

(2) ロビイング活動の中心となった大多国籍企業

前項で見られた様に SFAS⁴⁶ No. 8 の改訂プロセスに於て、多国籍企業経営者は、意見書の送付、公聴会での意見陳述等を通して FASB に対して当該基準変更の為の働きかけを続けたのであった。これらの多国籍企業経営者による活動は、会計基準変更の為のロビイング活動(=「^{インテレスタイド・パーティーズ}利益団体」が、【会計】ルール制定主体へ「自らに有利になるように」影響を及ぼす為にとる活動」⁴⁷)として捉えられるであろう。勿論「企業の FASB に対する【会計基準】需要シグナル」⁴⁷はロビイングに尽きる訳ではないが⁴⁸、No. 8 の改訂プロセスに於ては、多国籍企業によるロビイング活動の力が大いに預かっていたと考えられるのである。

しかしここで注意すべき事は、前節で見た通り SFAS No. 8 に対しては大部分の多国籍企業が反対したにも係わらず、その全てが上述の如きロビイング活動をした訳ではなかったという事である。そこでここでは、L. ケリー及び P. A. グリフィンの調査⁴⁹に依りながらロビイング企業の特徴を探り出し、以って No. 8 改訂プロセスに於るロビイング企業の実体像を明らかにしていきたい。

46) T. G. Sutton, "Lobbying of Accounting Standards-Setting Bodies in The U. K. and The U. S. A.: A Downsian Analysis," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 9, No. 1, 1984, p. 81.

47) S. B. Johnson and W. F. Messier, Jr., "The Nature of Accounting Standards Setting: An Alternative Explanation," *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, Vol. 5, No. 3, Spring 1982, p. 206.

48) FASB に対するシグナルとしては、他に(i)好ましい会計方法を支持する研究の買収、(ii) FASB に好ましい人物が選任されるようにする、(iii) FAF (を通して FASB) への資金援助を増減する、等が考えられる (*Ibid.*, p. 206.)。事実 No. 8 を改訂させる為に、(i) (J. K. Shank et al., *op. cit.* は財務担当重役研究財団 (Financial Executives Research Foundation) の後援によるものであった) や(ii) (前述した FASB への財政的支援の引き上げ) の方法もとられたのである。

49) L. Kelly, "Corporate Lobbying and Changes in Financing or Operating Activities in Reaction to FAS No. 8," *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 1, No. 2, Winter 1982; P. A. Griffin, "Foreign Exchange Gains and Losses: Impact on Reported Earnings," *Abacus*, Vol. 18, No. 1, June 1982 (以下 P. A. Griffin (1982) と略す); P. A. Griffin, "Management Preferences for FASB Statement No. 52: Predictive Ability Results," *Abacus*, Vol. 19, No. 2, Dec. 1983 (以下 P. A. Griffin (1983) と略す)。

まず L. ケリーは、SFAS No. 8 制定以前にその公開草案に対して意見書を送った企業について分析した。⁵⁰⁾ サンプルは52社で、その内意見書を送付した企業(14社、全て反対を表明)と送付しなかった企業に関してその属性が比較された。その結果、公開草案に反対して意見書を送った企業は、借入比率と資産規模が大きく、経営者の自社株所有比率が低い事が確認されたのである(第4表の(1))。更に同時に行われたプロビット分析(probit analysis)に於て、インセンティブ報酬の割合・借入比率・資産規模が大きく、経営者の自社株所有比率が低い企業ほど意見書を送付している度合いが強い事も見出された⁵¹⁾。

次に P. A. グリフィンの調査に目を転ずると、そこでは前述した1978年5月の FASB の要請に応じて意見書を送付した企業と1980年8月の公開草案に対して意見書を送付した企業について分析が行われた。前者では119社のサンプル(第5表)が、意見書を送付しなかった企業(R. E. デュークスの調査⁵¹⁾した多国籍企業479社より選定)と比較された。その結果、両者の間には純利益に対する換算差損益の比率については著しい相違は見られなかった⁵²⁾ものの、企業規模と借入比率に関しては大きな相違が見られた。即ち、意見書を送付した企業の方が、企業規模が大きく借入比率が高かったのである(第4表の(2))。後者では156社のサンプルと意見書を送付しなかった296社(上記 R. E. デュークスの調査企業より選定)との比較が行われ、1980年8月の公開草案に意見書を送付した企業の方が、企業規模が大きい一方で売上高対資産比率・株式投資収益率が低く、更には1978年5月に FASB に意見書を送っていた割合が高かったという結果が見られた(第4表の(3))⁵³⁾。

50) L. Kelly, *op. cit.*, p. 164.

51) R. E. Dukes, *An Empirical Investigation of the Effects of Statement of Financial Accounting Standards No. 8 on Security Return Behavior*, 1978.

52) P. A. Griffin (1982), p. 65. これはあくまでもサンプル全体を平均した結果であって、個々の企業レベルでは注22)に示された様に、多額の換算差損益を計上した例も少なからずあった訳である。

53) 但しこの調査では、意見書の内容が当該公開草案に対して賛成か反対かという所まで立ち入った分析はなされていない。

第4表 ロビイング企業と

(1) No. 8 公開草案時のロビイング				(2) 1978. 5. の	
企業分類 属性	ロビイング 企 業	非ロビイン グ 企 業	T 値	企業分類 属性	
インセンティブ 報酬 総 報 酬	21.19% (11.83)	18.86% (10.71)	-0.68	負 債 持 分	1976 1977
a. インセンティブ 契約の有無	0.86 (0.36)	0.82 (0.39)	-0.34	企 業 規 模 (普通株の市価, 千ドル)	1976 1977
負 債 持 分	57.54% (46.53)	49.92% (58.68)	-0.44	売 上 高 資 産	1976 1977
資 産 規 模	10.05×10 ⁶ (18.01×10 ⁶)	1.14×10 ⁶ (1.96×10 ⁶)	-1.85 (5%水準で 有意)	利 益 普 通 株 簿 価	1976 1977
経 営 者 持 株 普 通 株	1.58% (2.88)	7.73% (8.96)	3.74 (5%水準で 有意)	相 対 的 リ ス ク	1976 -78 (29ヶ 月間)
b. 在 外 資 産	2.37 (0.84)	2.17 (0.64)	-0.93	月 間 収 益 率 (リ ス ク 調 整 済)	1976 -78 (29ヶ 月間)

注): a: インセンティブ契約があれば1, 無ければ0として算出。

b: 在外資産/総連結資産が, 10%以下なら1, 11%以上25%以下なら2, 25%超なら3として算出。

c: 1978.5の意見書で No. 8 を批判していたら1, そうでなければ0として算出。

(1)の括弧内は, 標準偏差。

非ロビイング企業の比較

ロビイング		(3) 1980. 8. 公開草案時のロビイング			
ロビイング 企 業	非ロビイン グ 企 業	企業分類		ロビイング 企 業	非ロビイン グ 企 業
		属 性			
0.5497	0.4685	負債 持 分	1976	0.43	0.56
			1977	0.37	0.75
0.5305	0.4168		1978	0.42	0.56
			1979	0.36	0.55
1913.8	570.2	企業規模 (普通株の市価, 千ドル)	1976	2936.86	629.59
			1977	3433.03	762.49
1724.3	513.5		1978	2231.34	624.86
			1979	2549.80	749.27
1.1551	1.4039	売上高 資 産	1976	1.17	1.45
			1977	0.48	0.88
1.1736	1.4042		1978	1.19	1.41
			1979	1.24	1.46
0.1324	0.1239	株式投資収益率	1976	0.27	0.43
			1977	0.16	0.33
0.1359	0.1362		1978	0.10	0.09
			1979	0.34	0.35
0.8067	0.9846	外貨換算調整額 税引前純利益	1976	0.03	0.16
			1977	0.05	0.21
			1978	0.03	0.04
			1979	0.03	0.09
0.00373	0.01146	c. 1978. 5. の意見 書送付	1976	0.46	0.20
			1977	0.49	0.38
			1978	0.41	0.18
			1979	0.38	0.19

出所: (1) L. Kelly, "Corporate Lobbying and Changes in Financing or Operating Activities in Reaction to FAS No. 8," *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 1, No. 2, Winter 1982, p. 165.

(2) P. A. Griffin, "Foreign Exchange Gains and Losses: Impact on Reported Earnings," *Abacus*, Vol. 18, No. 1, June 1982, p. 61.

(3) P. A. Griffin, "Management's Preferences for FASB Statement No. 52: Predictive Ability Results," *Abacus*, Vol. 19, No. 2, Dec. 1983, p. 134.

第5表 1978. 5. のロビング企業のリスト (119社)

Hanna Mining Co.	Trane Co.
Aquitaine Co. Canada Lid	Hoover Co.
Schlumberger Lid	Tractor Inc.
CPC International Inc.	Chrysler Corp.
General Mills Inc.	General Motors Corp.
Pillsbury Co.	Eaton Corp.
Greyhound Corp.	Hastings MFG Co.
Anderson, Clayton & Co.	United Technologies Corp.
Philip Morns Inc.	Hewlett-Packard Co.
Burlington Industries Inc.	Minnesota Mining & MEG Co.
Boise Cascade Corp.	UAL Inc.
INTL Paper Co.	Southern Natural Resources
Scott Paper Co.	Marriott Corp.
Dow Chemical	Household Finance Corp.
Grace (W. R.) & Co.	Aetna Life & Casualty Co.
Morton-Norwich Products	Lincoln National Corp.
Union Carbide Corp.	Chubb Corp.
Robins (A. H.) Co.	Holiday Inns Inc.
Smith Kline Corp.	Sonesta Intl Hotels Corp.
Proctor & Gamble Co.	Gelco Corp.
Gillette Co.	INTL Telephone & Telegraph
Cities Service Co.	Tenneco Inc.
Exxon Corp.	Pacific Petroleum
Marathon Oil Co.	Trans World Airlines
Phillips Petroleum Co.	Inco Lid
Shell Oil Co.	Getty Oil Co.
Standard Oil Co. (Indiana)	Dillingham Corp.
Texaco Inc.	General Foods Corp.
Owens-Illinois Inc.	Kellogg Co.
Kaiser Aluminum & Chem.	Quaker Oats Co.
Stanley Works	Kraft Inc.
Illinois Tool Works	Seagram Co. Ltd
Massey Ferguson Ltd	Reynolds (R. J.) Inds
FMC Corp.	Springs Mills Inc.
Burroughs Corp.	Crown Zellerbach
INTL Business Machines Corp.	Kimberly-Clark Corp.

American Greetings Corp.	Westinghouse Electric Corp.
Du Pont (E. I.) De Nemours ⁵⁴	Singer Co.
Monsanto Co.	Texas Instruments Inc.
Olin Corp.	Ford Motor Co.
Lilly (ELI) & Co.	INTL Harvester Co.
Searle (G. D.) & Co.	Federal-Mogul Corp.
Squibb Corp.	Smith (A. O.) Corp.
Bristol-Myers Co.	Gatx Corp.
Atlantic Richfield Co.	Baxter Travenol Lab
Continental Oil Co.	Tiger International
Husky Oil Ltd	General Telephone & Elec.
Mobil Corp.	Gamble-Skogmo
Royal Dutch Petroleum Co.	McDonald's Corp.
Standard Oil Co. (CALIF.)	American Express
Sun Co.	Combined Inc. Co. of Amer.
Goodrich (B. F.) Co.	American Inter Group
Aluminum Co. of America	INA Corp.
Continental Group	Ramada Inns
American Standard Inc.	Interpublic Group of Cos
Allis-Chalmers Corp.	IU International Corp.
Caterpillar Tractor Co.	Litton Industries Inc.
Ingersoll-Rand Co.	Trans Union Corp.
Control Data Corp.	Addressograph-Multigraph
Xerox Corp.	

出所: P. A. Griffin, "Foreign Exchange Gains and Losses: Impact on Reported Earnings," *Abacus*, Vol. 18, No. 1, June 1982, pp. 67-68. 但し一部を修正。

以上の分析より SFAS No. 8 に対してロビイング活動を展開した多国籍企業群は、その他の企業群に比べて、概して資産・企業規模が大きい(第4表(1)(2)(3))一方で、借入比率が高い(第4表(1)(2))という結果が示されたのである。この様な企業がより活発にロビイング活動を展開した背景には、第1に大規模企業は「政治的突出性」^{ポリティカル・ヴァイザビリティ}⁵⁴⁾が高く、規制(によりもたら

54) R. W. Holthausen and R. W. Leftwich, "The Economic Consequences of Accounting Choice: Implications of Costly Contracting and Monitoring," *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 5, No. 2, Aug. 1983, p. 83.

される利益変動等)の政治的結果に対してより敏感⁵⁵⁾感である事⁵⁶⁾, 第2に借入比率の高い企業は、借入契約に不利になるような事項(毎期の損益変動等)に対して敏感になる事⁵⁶⁾, 等の要因があったものと思われる。従って SFAS No. 8 の改訂プロセスに於て大きな役割を果たした企業は、当該基準(特にそれに伴う利益変動)の影響をより受け易い(敏感な)企業であったと推測する事が出来るのである。

IV SFAS No. 52 の内容とその意義

SFAS No. 8 の後を受けて1981年12月に制定され、82年12月15日以降に始まる会計年度から発効した⁵⁷⁾ SFAS No. 52 は、上述の如く多国籍企業経営者の批判・ロビイング活動にさらされた FASB が、それに応えるという形で制定したものであった。そしてそこでは、換算方法及び為替差損益処理方法の両方に関して変更がなされた。即ち、CR 法の採用と(外貨表示財務諸表の)換算差損益繰延処理がそれである。以下、夫々の内容と共にその意義について検討していく。

先ず換算方法は、その前提として、在外事業単位が活動している第1次経済環境^{プライマリー}の通貨を「機能通貨」とし、当該事業単位の財務諸表の全項目を機能通貨で「測定」して、機能通貨と報告通貨が異なる場合には機能通貨から報告通貨への「換算」に決算日レートを用いると規定された⁵⁸⁾。このような CR 法採用の背景には、No. 8 による換算結果がしばしば在外事業単位の経済的事実を反映しないという経営者からの批判があり⁵⁹⁾、そして多くの経営者達が、簡便性・在外子会社の財務比率を換算後も維持出来る事・経済的事実を良く反映す

55) P. A. Griffin (1983), p. 132; R. L. Watts and J. L. Zimmerman, *op. cit.*, pp. 115 f.

56) P. A. Griffin (1982), p. 65; D. S. Dhaliwal, "The Effects of the Firm's Capital Structure on the Choice of Accounting Methods," *The Accounting Review*, Vol. LV, No. 1, Jan. 1980, p. 80.

57) SFAS No. 52, para. 33.

58) *Ibid.*, Summary, para. 5, 12.

59) *Ibid.*, para. 153.

る事(例えば外貨が強くなれば、その分換算差益が計上される)等を理由に CR 法を支持していた事⁶⁰⁾があった訳である。(更に前述の如く No. 8 の改訂プロセスにイギリスやカナダの代表が加わっていた事も CR 法の採用に影響を及ぼしたものと考えられる。)⁶¹⁾

しかしながら CR 法の採用は、FASB にとって重大な問題を含んでいた。というのは、先ず第1に CR 法の全面的適用は、在外事業へ一種の現^{カレント・ヴァリュエー}在価値会計を適用する事になり、取得原価基準の枠組からの逸脱を意味すると考えられたからであり⁶²⁾、第2に CR 法による換算が、全ての場合に適切な結果をもたらすとは限らない事も知られていたからである⁶³⁾。この様な問題点を克服し、CR 法を「正当化する為の概念的枠組」⁶⁴⁾として出されたのが「機能通貨」概念であったと考えられる。即ち、第1の問題に関しては、在外資産・負債の「測定」は取得原価基準に依って機能通貨で行い、次いで機能通貨から報告通貨への「換算」に決算日レートを用いるという「二段構えの方法」⁶⁵⁾をとる事によって、取得原価基準の枠内に留まりながら CR 法の適用を正当化したのである。第2の問題に関しては、CR 法の全面的・統一的適用を回避しようとしながらも、複数の代替的換算方法の選択適用に躊躇した⁶⁶⁾ FASB は、

60) *Business Week*, Aug. 6, 1979, p. 80.

61) SFAS No. 52, para. 76; *Business Week*, Dec. 22, 1980, p. 71.

62) *Business Week*, Jan. 29, 1979, p. 106.

63) *Business Week*, Aug. 6, 1979, p. 80. 例えば南米の様な高インフレーション経済下にある子会社の換算に CR 法を使う事は意味がないと、J. M. カッセル (FASB プロジェクト・マネジャー) により指摘されていた (*Ibid.*, p. 80.)。同様の指摘は、1980年の公開草案に対する意見書の中にも多く見られた (SFAS No. 52, para. 106.)。そこでの問題点は、高インフレーション国の通貨の外国為替レートは著しく下落するので、CR 法を適用すると換算の結果「消失資産」(Price Waterhouse, *Foreign Currency Translation: Understanding and Applying FAS* 52, 1981, p. 23.) が生じたり、又それに伴う減価償却費過少計上により架空利益の計上がなされる (R. A. Taussig, "Impact of SFAS No. 52 on the Translation of Foreign Financial Statements of Companies in High Inflationary Economies," *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, Vol. 6, No. 2, Winter 1983. 参照) 等であった。

64) *Business Week*, Aug. 6, 1979, p. 80.

65) Price Waterhouse, *op. cit.*, p. 8.

66) *Business Week*, Aug. 6, 1979, p. 80.

機能通貨の選定を通して、条件付きで⁶⁷⁾ CR 法とテンポラル法の両方の適用を認めたのである⁶⁸⁾。従って「機能通貨」は、上記二つの問題を克服する為に文字通り「機能」する概念なのであった⁶⁹⁾。

次に為替差損益の処理について見ると、外貨表示財務諸表の換算差損益(No. 52 では換算調整勘定と呼ばれる)と外貨建取引に係わる損益が区別され、前者は期間純利益の決定には含まれず、在外事業への純投資が売却又は清算されるまで連結持分の独立項目として開示・累積され、後者は(当該外貨建取引が、外貨建契約や在外事業への純投資をヘッジするのでなければ)一般に期間純利益の決定に際して算入される事になった⁷⁰⁾。

換算調整勘定繰延処理の背景には、前述した様に換算差損益即時計上に伴う利益変動に対する多国籍企業経営者の猛烈な批判があった訳であるが、それに加えて CR 法との関連でそれが必要とされた事も見逃せない。即ち、CR「法の下では〔テンポラル法に比べて会計的エクスポージャーが拡大する事によって〕『より大きな〔換算差損益の〕変動がもたらされるかもしれない』⁷¹⁾」ので、それに対する緩衝装置として繰延処理が必要とされたのである。従って No. 52 制定以前には CR「法は、〔換算〕差損益が純利益ではなく直接持分に賦課されさえすれば、〔障害を〕『飛び越える』であろう⁷²⁾」とさえ言われて

67) 「条件付き」というのは、機能通貨の決定に当って詳細な指標が示されていたからである (S-FAS No. 52, para. 39-46)。尤も最終的には経営者の判断が重要とされたのである (*Ibid.*, para. 41)。が、又高インフレーション経済(3年間の累積物価上昇率が100%以上の場合)下では、報告通貨を機能通貨とすべき事が規定された (*Ibid.*, para. 11)。

68) No. 52 での測定・換算手続は、現地の記帳通貨・機能通貨・報告通貨が全て異なる場合には、「記帳通貨——(テンポラル法による再測定)→機能通貨……(CR法による換算)——報告通貨」(再測定は、*Ibid.*, para. 10, 47, 48 に規定)という図式になる。従って記帳通貨=機能通貨であれば、CR法の適用となり、報告通貨=機能通貨であればテンポラル法の適用となる訳である。

69) この様に「機能通貨」概念は、可成り便宜的なものであり、従って FASB 内部にもその様な途方もない意味合いを持つ概念に異議を唱える人々がいたのである (*Ibid.*, para. 38)。

70) *Ibid.*, Summary, para. 13-15, 20-21。尚、ここでの外貨建取引とは、在外事業単位の機能通貨以外の通貨建てによる取引の事である (*Ibid.*, para. 15.)。

71) *Business Week*, Aug. 6, 1979, p. 80。

72) *Ibid.*, p. 80。

いたのであった。この様に換算差損益繰延処理は、CR 法と表裏の関係を成していた訳である。(更に、換算差損益の繰延処理は強制であり、FASB が代替の方法の選択適用を認めなかった事に注意しなければならないであろう。)

以上の様に SFAS No. 52 の内容は、基本的には経営者の「要求」に応じて規定されたと看做す事が出来る。しかし同時にそれに全面的に屈したものではなかった。そこには取得原価基準を守り且つ代替的会計方法の選択適用を極力避けようとする FASB の「会計の論理と倫理」が見て取れるのであり、従って No. 52 は、経営者側の要求が FASB の審議過程で「フィルター」にかけられて出てきた(=経営者の要求と FASB の論理の妥協の)「結果」であったと解釈出来るであろう。

V 政治過程としての会計基準設定過程

以上検討してきた SFAS No. 8 から No. 52 への変更の過程をまとめると次の様になろう。

その成立以来「唯一……の測定ルールを導き出そうと」⁷³⁾してきた FASB は、外貨換算会計に於る統一的基準として No. 8 を制定した訳であるが、多国籍企業経営者からの批判・攻撃(No. 8 による会計方法の「強制的変化に反対を表明する為のキャンペーン」⁷⁴⁾や FASB への財政的援助の打ち切りの様な「経済的力……を通した……攻撃」⁷⁵⁾等)を受け、更にはその改訂プロセスに於て No. 8 の影響を大きく蒙った大多国籍企業「グループによる……ロビイ

73) B. Horwitz and R. Kolodny, *Financial Reporting Rules and Corporate Decisions: A Study of Public Policy*, 1982, p. 16. 尚、会計基準に於る「統一性」の意義については、津守常弘、「会計原則における統一性と弾力性(-)」、『会計』第120巻第5号、昭和56年11月(「私的統制」制度の維持という観点から論じられている)、及び J. Ronen, "The Dual Role of Accounting: Financial Economic Perspective," in J. L. Bichsler (ed.), *Handbook of Financial Economics*, 1979, pp. 425-427. (エージェンシー・モデルに於る監^{***}視^{****}コストの減少という観点から論じられている)を参照。

74)75) L. Kelly-Newton, *Accounting Policy Formulation: The Role of Corporate Management*, 1980, p. 133.

ング活動」⁷⁶⁾にさらされた結果、No. 8の内容を大幅に変更した No. 52を制定するに至ったのである。⁷⁷⁾そこでは経営者は、換算差損益の繰延処理ばかりでなく、「望ましい換算方法〔の適用〕を得るように機能通貨を選択する」⁷⁷⁾事によって、会計上の「伝統的な経営者の特権」⁷⁸⁾である代替的会計方法の選択適用に関する権限も限定的・間接的ながら回復した訳である。

即ち、FASBは、No. 8を「生産」⁷⁹⁾はしたもののその「マーケティング」⁸⁰⁾には失敗し、結局、会計基準の「顧客」である経営者の「選好」に合った基準を「供給」せざるを得なくなったのである。

この様にFASBは、その成立以来『巨大法人依頼人』〔たる大企業〕を会計基準設定作業に『参加』せしめるという体制⁸¹⁾の上に機能してきたのであるが、完全に大企業体制の「支配下」にあったと看做するのは早計であろう。何故ならアメリカの現行の会計基準設定機構は、国家による『公的統制』を回避するための〔民間団体による〕『私的統制』として成立している⁸²⁾ので、曲りなりにも「会計の論理と倫理」を貫かねばならず⁸³⁾、又他の集団の「参加」も認めざるを得ないからである。この事を考慮に入れるならば、会計基準の設定・変更過程は、独り大企業のみならず「多くの様々な集団の異なる利害が、均衡〔=妥協〕に至る複雑な〔政治的〕過程」⁸⁴⁾の側面を多分に持っている

76) M. J. Bryant and M. C. Mahaney, "The Politics of Standard Setting," *Management Accounting*, Vol. LXII, No. 9, Mar. 1981, p. 28.

77) N. G. Rueschhoff and L. M. Savoie, "Improved Accounting Methods for Foreign Currency Translation," *Financial Executive*, Vol. L, No. 2, Feb. 1982, p. 36.

78) M. S. Armstrong, "The politics of establishing accounting standards," *The Journal of Accountancy*, Vol. 143, No. 2, Feb. 1977, p. 77.

79)80) C. H. Horngren, "The marketing of accounting standards," *The Journal of Accountancy*, Vol. 136, No. 4, Oct. 1973, p. 65.

81) 津守常弘, 「企業会計の私的統制」, 『産業経理』第39巻第5号, 昭和54年5月, 81ページ。

82) 上掲論文, 80ページ。

83) 事実一般にFASBの決定と大企業等の選好との間には大きな相違が存在している事が報告されている(P. Brown, "A Descriptive Analysis of Select Input Bases of the Financial Accounting Standards Board," *Journal of Accounting Research*, Vol. 19, No. 1, Spring 1981, p. 245.)。

84) M. C. Jensen, "Reflections on The State of Accounting Research and The Regulation of Accounting," *Stanford Lectures in Accounting*, 1976, p. 13. ここで「多くの様々な集団」

考えるのが適切であり、従って会計基準の「生産〔又は変更〕は〔多分に〕政治……過程の結果である」⁸⁵⁾と看做せるのである。そして SFAS No. 8 から No. 52 への変更は、この様な政治的プロセスが機能する「アメリカ〔の「会計体制」⁸⁶⁾に於る『成功した』、会社のロビイングの〔典型〕事例」⁸⁷⁾として位置付けられるであろう。

(1984. 7. 31.)

とは、例えば「会社経営者〔の他に〕、内部の会計職員、株主、債権者、規制者、証券アナリスト、その他の財務諸表利用者、及び監査人」(Ibid., p. 13.)等を指している。

85) T. G. Sutton, *op. cit.*, p. 81.

86) U. S. Congress, Senate Subcommittee on Reports, Accounting and Management of the Committee on Government Operations, *The Accounting Establishment: A Staff Study*, 1977, p. 1.

87) T. G. Sutton, *op. cit.*, p. 88.

別表 SFAS No. 8 へ言及した新聞・雑誌

新聞・雑誌名	年月日	タイトル
Forbes	1975. 4. 15	"Alice In Accountingland"
The Commercial and Financial Chronicle	1976. 1. 19	"Accounting changes have Carbide hopping"
Business Week	" 1. 26	"Learning to live with currency fluctuations"
"	" 4. 12	"Shifting rates throw earnings out of kilter"
"	" 6. 7	"Forcus On Balance Sheet Reform"
Forbes	" 6. 15	"The New 'Reality' "
Business Week	" 9. 6	"The yo-yo effect of foreign exchange"
The Wall Street Journal	" 12. 2	"New Accounting Rule Causes Some Ripples In Currency Markets"
Business Week	" 12. 6	"Banks cask in on FASB-8"
The Wall Street Journal	" 12. 8	"New Accounting Rule Makes Multinationals Alter Their Strategies"
Fortune	1977. 2	"Have the Accountants Really Hurt the Multinationals?"
Business Week	" 2. 14	"Trying to outrun currency swings"
Dun's Review	" 10	"A New Management Headache"
Business Week	" 10. 3	"Floating Exchange Rates: The Calm Before An Economic Storm"
Forbes	1978. 1. 23	"How Companies Cope"
Business Week	" 5. 15	"An uneasy move toward multiple earnings statements"
"	1979. 1. 29	"A major audit for FASB-8"
"	" 8. 6	"Ways out of the currency translation mess"
"	1980. 12. 22	"Why FASB-8 reform isn't easy"
"	" "	"FASB meets a strong dollar"
"	1981. 7. 13	"Closer to replacing FASB-8"

注): Forbes, 1975. 4. 15は, No. 8 公開草案の段階で現われたものである。